

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	ふぐ処理師免許の交付
②	法令名	京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例
③	法令番号	昭和51年京都府条例第44号
④	根拠条項	第6条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(条例) 第6条 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。 (1) 知事が行うふぐ処理師試験(次号を除き、以下「試験」という。)に合格した者 (2) 他の都道府県においてふぐの処理に関する試験(他の都道府県知事等が行うものに限る。)に合格し、その免許等を受けている者であつて、知事が適当と認めたもの
⑦	審査基準	(条例)第6条第1項、第7条、第7条の2 (同条例施行規則)第2条、第4条の2、第4条の3
⑧	経由機関名	京都府保健所
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 10日
	経由機関	5日
	協議機関	
	当該処分機関	5日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生係 (075-414-4759)
⑬	備考	